

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 海事局等の所掌事務を変更すること。

(第十三条、第四百四十九条及び第五百五十条関係)

二 都市・地域整備局等の所掌事務の特例等を変更すること。

(附則第三条、第六条及び第八条関係)

第二 国土審議会令の一部改正

一 特殊土壌地帯対策分科会の設置期限の延長を行うこと。

(附則第二条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 社会資本整備審議会令の一部改正

一 都市計画・歴史的風土分科会の所掌事務の特例を変更すること。

(附則第二条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。ただし、一部の規定は、平成十九年四月一日から施行する

こと。

(附則第一項関係)